



平成 29 年度定期総会 議案書

公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

開催日時 : 平成 29 年 6 月 9 日 (金) 18:30 ~ 20:00

会 場 : 草津市立まちづくりセンター 302 号 (草津市西大路町 9-6 電話 077-562-9240)

平成 29 年度 定期総会次第

<ul style="list-style-type: none"> 一. 司会者挨拶 一. 開会の辞 一. 議長選出 一. 議長挨拶 一. 総会役員選出 <ul style="list-style-type: none"> 1. 資格審査・議事運営委員 任命 2. 書記 任命 3. 議事録署名人 任命 一. 会長挨拶 一. 資格審査・議事運営報告 	<ul style="list-style-type: none"> 一. 議事 <ul style="list-style-type: none"> 1. (1号議案) 平成 28 年度 事業報告 2. (2号議案) 平成 28 年度 決算報告 3. (3号議案) 平成 28 年度 監査報告 4. (4号議案) 平成 29・30 年度 監事選出について 5. (5号議案) 定款改定について 6. (6号議案) 内規改定について 7. (7号議案) その他 一. 総会役員解任 一. 閉会の辞
--	---

(1号議案) 平成 28 年度事業報告

I. 総務部 (事務局)

1. 平成 28 年度定期総会 日時:平成 28 年 6 月 3 日 (金) 18:30~19:30 会場:草津市立まちづくりセンター
出席者:439 名 (出席 47 名、委任状出席 392 名) 総会員数:592 名
2. 常務理事会:4 回開催 参加:会長・副会長・常務理事
3. 理 事 会:各月毎開催 全 12 回 参加:理事・監事
4. 滋賀県保険医療従事者研修会への参画
5. 公益法人関係「役員・監事交代に伴う登記、平成 27 年度事業報告、平成 28 年度事業計画」各申請
6. 会員慶弔に関すること
7. 公文書の管理、国・県・市町各種事項・関連団体への対応

II. 組織部

1. 新入会員研修会開催
2. レクリエーションの開催「陶芸教室、ボーリング」(全 2 回)
3. 施設代表者会の開催
4. 会員管理 (入退会・異動・未加入会員調査・名簿発行)
5. 会員加入の保険の管理 (平成 28 年をもって取り扱い終了)
6. 表彰に関すること

III. 渉外部

1. 参加賛助会員:44 社、会誌 (滋臨技だより) の広告:10 社
2. 第 39 回滋賀県医学検査学会賛助:9 社 滋賀医学検査講演集広告:16 社

IV. 精度管理部

1. 精度管理委員 部会代表者会会議 (3 回開催)
2. 医師会精度管理委員会会議 (2 回開催)
3. 平成 28 年度技師会精度管理委員会各 9 部報告会の開催
4. 平成 28 年度滋賀県臨床検査精度管理事業報告会 (詳細:平成 28 年度精度管理報告書参照)
5. 精度管理事業業績記録
 - 生化学部会:第 47 回滋賀県公衆衛生学会
 - 血液部会:第 56 回日臨技近畿支部医学検査学会、第 48 回日本臨床検査自動化学会

V. 公益活動部

1. 各地区健康フェスティバルへの参画 (長浜市、湖南市、大津市)
2. 検査と健康展 11月開催
3. 赤十字キッズフェスティバル参画 2月
4. 地区委員会の開催

VI. 広報部

1. 「滋臨技だより」の発行 (年5回) 第274～278号
2. 「研修会予定表」の発行 (年5回) 滋臨技だより内に掲載
3. 滋臨技ホームページの更新・メール配信 (随時)
4. ホームページ委員会の開催

VII. 学術部

1. 検査研究部門会議 2回開催
2. 滋賀医学検査編集委員会 『滋賀医学検査』Vo7.No.1 発刊
3. 第39回滋賀県医学検査学会開催 (第2地区担当) 3月開催
4. 検査研究部門研修会 42回開催

VIII. その他

※ 事業報告詳細はHPにて確認願います。

(2号議案) 平成28年度 決算報告

収支計算書				
平成28年 4月 1日 から平成29年 3月 31日 まで				
(単位:円)				
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
①入会金収入				
入会金収入	15,000	14,000	1,000	500円×28名
②会費収入				
正会員会費収入	2,905,000	2,975,000	△ 70,000	5000円×595名
賛助会員会費収入	1,350,000	1,230,000	120,000	30000円×41
会費収入計	4,255,000	4,205,000	50,000	
③事業収入				
事業活動収入	709,000	675,100	33,900	参加費
広告料金収入	600,000	540,000	60,000	滋臨技だより等
交付金事業収入	2,584,000	2,584,000	0	滋賀県医師会交付金
事業収入計	3,893,000	3,799,100	93,900	
④補助金等収入				
民間補助金収入	0	14,750	△ 14,750	日臨技から
地方公共団体助成金収入	335,000	535,000	△ 200,000	滋賀県医務薬務課
民間助成金収入	1,323,000	1,377,000	△ 54,000	日臨技から
補助金等収入計	1,658,000	1,926,750	△ 268,750	
⑤寄付金収入				
寄付金収入	243,000	120,000	123,000	協賛金10000円×12社
⑥雑収入				
受取利息収入	3,000	1,976	1,024	
雑収入	5,000	1,000	4,000	
雑収入計	8,000	2,976	5,024	
事業活動収入計	10,072,000	10,067,826	4,174	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
福利厚生費支出	835,000	973,601	△ 138,601	公益活動事業対象部
旅費交通費支出	580,000	658,350	△ 78,350	学術部
通信運搬費支出	448,000	454,307	△ 6,307	検査研究部門
消耗品費支出	2,392,000	2,109,622	282,378	精度管理部
印刷製本費支出	1,080,000	1,065,010	14,990	広報部
賃借料支出	952,000	923,346	28,654	公益活動部
保険料支出	0	4,585	△ 4,585	
諸謝金支出	870,000	844,172	25,828	
委託費支出	20,000	0	20,000	
雑支出	201,000	6,480	194,520	
事業費支出計	7,378,000	7,039,473	338,527	

2. 事業活動支出				
① 事業費支出				共益活動対象部
福利厚生費支出	240,000	198,472	41,528	組織部
旅費交通費支出	20,000	2,680	17,320	渉外部
通信運搬費支出	215,000	158,692	56,308	
消耗品費支出	43,000	41,441	1,559	
印刷製本費支出	120,000	110,000	10,000	
賃借料支出	10,000	6,950	3,050	
保険料支出	0	0	0	
諸謝金支出	50,000	22,274	27,726	
委託費支出	0	0	0	
雑支出	80,000	0	80,000	
事業費支出計	778,000	540,509	237,491	
科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
② 管理費支出				
役員報酬支出	250,000	198,000	52,000	
福利厚生費支出	80,000	0	80,000	
会議費支出	150,000	93,422	56,578	
交際費支出	70,000	40,072	29,928	
旅費交通費支出	275,000	271,180	3,820	
通信運搬費支出	50,000	75,796	△ 25,796	
消耗什器備品費支出	104,000	103,680	320	
消耗品費支出	160,000	125,381	34,619	
印刷製本費支出	100,000	0	100,000	
賃借料支出	590,000	589,800	200	
保険料支出	0	28,108	△ 28,108	
諸謝金支出	20,000	16,308	3,692	
租税公課支出	30,000	0	30,000	
雑支出	37,000	39,736	△ 2,736	
管理費支出計	1,916,000	1,581,483	334,517	
事業活動支出計	10,072,000	9,161,465	910,535	
事業活動収支差額	0	906,361	△ 906,361	
Ⅱ 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
① 基本財産取得支出				
	0	3,000,000	△ 3,000,000	
投資活動支出計	0	3,000,000	△ 3,000,000	
投資活動収支差額	0	△ 3,000,000	3,000,000	
Ⅲ 予備費支出	0	-	0	
当期収支差額	0	△ 2,093,639	2,093,639	
前期繰越収支差額	0	7,918,797	△ 7,918,797	
次期繰越収支差額	0	5,825,158	△ 5,825,158	

貸借対照表

平成 29年 3月 31日 現在

科 目	(単位:円)		
	当 年 度	前 年 度	増 減
Ⅰ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	8,565,158	10,664,797	△ 2,099,639
流動資産合計	8,565,158	10,664,797	△ 2,099,639
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	15,000,000	12,000,000	3,000,000
基本財産合計	15,000,000	12,000,000	3,000,000
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	0	0	0
固定資産合計	15,000,000	12,000,000	3,000,000
資産合計	23,565,158	22,664,797	900,361
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
前受金	2,740,000	2,746,000	△ 6,000
流動負債合計	2,740,000	2,746,000	△ 6,000
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	2,740,000	2,746,000	△ 6,000
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
2. 一般正味財産	20,825,158	19,918,797	906,361
正味財産合計	20,825,158	19,918,797	906,361
負債及び正味財産合計	23,565,158	22,664,797	900,361

正味財産増減計算書

平成 28年 4月 1日 から平成 29年 3月 31日 まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金			
受取入会金	14,000	13,500	500
受取会費			
正会員受取会費	2,975,000	2,950,000	25,000
賛助会員受取会費	1,230,000	1,200,000	30,000
受取会費計	4,205,000	4,150,000	55,000
事業収益			
事業活動収入	675,100	663,210	11,890
広告料金収入	540,000	530,000	10,000
交付金事業収入	2,584,000	2,584,000	0
事業収益計	3,799,100	3,777,210	21,890
受取補助金等			
受取民間補助金	14,750	82,500	△ 67,750
受取地方公共団体助成金	595,000	35,000	500,000
受取民間助成金	1,377,000	1,399,500	△ 22,500
受取補助金等計	1,928,750	1,517,000	409,750
受取寄付金			
受取寄付金	120,000	130,000	△ 10,000
雑収益			
受取利息	1,976	3,006	△ 1,030
雑収益	1,000	37,443	△ 36,443
雑収益計	2,976	40,449	△ 37,473
経常収益計	10,067,826	9,628,159	439,667
(2) 経常費用			
事業費			
福利厚生費	1,172,073	1,087,718	84,355
旅費交通費	661,030	620,690	40,340
通信運搬費	612,999	519,332	93,667
消耗品費	2,151,063	2,270,361	△ 119,298
印刷製本費	1,175,010	951,006	224,004
賃借料	930,296	723,739	206,557
保険料	4,585	0	4,585
諸謝金	866,446	729,437	137,009
雑費	6,480	29,415	△ 22,935
事業費計	7,579,382	6,931,698	648,284
管理費			
役員報酬	198,000	191,000	7,000
会議費	93,422	21,539	71,883
交際費	40,072	99,492	△ 59,420
旅費交通費	271,180	206,684	64,496
通信運搬費	75,796	43,017	32,779
消耗什器備品費	103,680	103,680	0
消耗品費	125,381	57,635	67,746
印刷製本費	0	36,720	△ 36,720
賃借料	589,800	603,850	△ 14,050
保険料	28,108	0	28,108
諸謝金	16,308	0	16,308
雑費	33,736	47,691	△ 13,955
管理費計	1,581,483	1,411,308	170,175
経常費用計	9,161,465	8,343,006	818,459
評価損益等調整前当期経常増減額	906,361	1,285,153	△ 378,792
当期経常増減額	906,361	1,285,153	△ 378,792
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	906,361	1,285,153	△ 378,792
当期一般正味財産増減額	906,361	1,285,153	△ 378,792
一般正味財産期首残高	19,918,797	18,633,644	1,285,153
一般正味財産期末残高	20,825,158	19,918,797	906,361
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	20,825,158	19,918,797	906,361

計算書類に対する注記

平成29年3月31日

1. 重要な会計方針

1) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収金・未払金、前払金・前受金及び立替金・預り金を含めることにしている。

2) 減価償却について

什器備品は、定率法で減価償却を実施している。

2. 固定資産の価額の状況は、次の通りである。

科 目	前期末残高	当期増減額	当期減価償却費	当期末残高
基本財産 (法人運営のため)	12,000,000	0	0	15,000,000
内 定期預金:	6,000,000	0	0	6,000,000
定期預金:	6,000,000	0	0	6,000,000
訳 定期預金:	0	3,000,000	0	3,000,000
什 器 備 品	0	0	0	0

3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の交付者	前期交付額	当期増加額	当期減少額	当期交付額
地方公共団体助成金	35,000	500,000	0	535,000
内訳 県 医務業務課	35,000	500,000	0	535,000
民間助成金	1,564,500	0	172,750	1,391,750
内訳 日本臨床衛生検査技師会	82,500	0	67,750	14,750
内訳 日本臨床衛生検査技師会	1,482,000	0	105,000	1,377,000

会計上の公益認定基準について

平成29年3月31日

1. 収支相償

公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれること

公益目的事業収入: ¥6,191,600 - 公益目的事業支出: ¥7,039,473 = ¥-847,873

2. 公益目的事業割合

公益目的事業比率が100分の50以上となると見込まれること

公益目的事業支出: ¥7,039,473 / 全事業支出: ¥9,161,465 × 100 = 76.8%

3. 遊休財産保有限度額

遊休財産額が一定額を超えないと見込まれること

遊休財産限度額(≒公益目的事業支出額): ¥7,039,473

遊休財産額: ¥5,825,158

(3号議案) 平成28年度 監査報告

公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会
会長 岩井 宗男 様

定款第24条の規定により平成28年度の監査を実施しましたので、下記の通り報告いたします。

記

1. 事業監査

学術活動、精度管理事業、生涯教育研修事業が滞りなく遂行されています。また、これらの事業活動を統括する事務局を中心に各部局において担当理事のリーダーシップをもとに適正に管理運営されています。役員の皆様には日常業務多忙の中、会務に精励していただいております。

会員の皆様のご協力なしでは会務運営が成り立ちません。是非とも役員に大きな支援をお願いいたします。

2. 会計監査

技師会会計の現金出納簿、総勘定元帳、収支決算書ならびに証拠書類、諸帳簿等について監査いたしましたところ、適正に処理されていることを認めます



今後とも、公益社団法人として適正な会計処理のご尽力いただきますよう希望します。

3. その他

特にありません。

以上

平成29年5月10日

監事 吉田 孝 
監事 阪口 博司 

(4号議案) 平成29・30年度 監事について

吉田 孝監事の任期満了に伴い、理事会で検討しました結果、吉田 孝氏に継続して留任していただくことに決まりました。本総会での承認をお願いいたします。

(5号議案) 定款改定について

旧	新	備考
(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県 大津市 に置く。	(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県 野洲市 に置く。	法に則る
(事業) 第4条 (5)臨床検査学に関する調査・研究及び 公報 活動 総会(招集の通知)	(事業) 第4条 (5)臨床検査学に関する調査・研究及び 広報 活動 総会(招集の通知)	組織改定による
第15条 総会を招集するには、会長は、総会の日時及び場所、総会の目的である事項があるときは、当該事項その他法令で定められた事項を記載した書面をもって、総会の日 の2週間前 までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。	第15条 総会を招集するには、会長は、総会の日時及び場所、総会の目的である事項があるときは、当該事項その他法令で定められた事項を記載した書面 及び、電磁的方法 をもって、総会の日 の2週間前 までに、正会員に対してその通知を発しなければならない。	電磁的方法の追記
(役員 の設置) 第21条 (1)理事 13名以上 16 名以内 (役員 の選任)	(役員 の設置) 第21条 (1)理事 13名以上 18 名以内 (役員 の選任)	理事定員の増員

<p>第23条 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (役員の報酬等)</p> <p>(附則)</p>	<p>第23条 5 業務執行理事（会長・副会長・常務理事）は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。 (役員の報酬等)</p> <p>第27条 2 理事及び監事には、その職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。 (附則) 4. この定款は平成29年6月9日開催総会での承認を得て一部改正し、同日より施行する。</p>	<p>標記の変更</p> <p>2項の追記</p> <p>4項の追記</p>
---	---	--

(6号議案) 内規改定について

旧	新	備考
<p>(会費の納期)</p> <p>第7条</p> <p>(会費の減免)</p> <p>第8条 理事会は、第4条の規定に関わらず、会費の減免を議決することができる。</p> <p>理事及び監事の報酬等の支給基準 (役員の報酬等に関する規程)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、定款第27条の規定に基づき、この法人の役員の報酬等の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(報酬等の区分)</p> <p>第2条 この法人は、役員としての職務執行の対価として報酬を支給する。</p> <p>2 役員に対しては理事会への出席の都度、定額を支給する。</p> <p>3 役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。</p> <p>(報酬の算定方法)</p> <p>第3条 役員の報酬は、理事会出席1回当たり</p>	<p>(会費の納期)</p> <p>第7条 3) 継続する会員が、年度開始から3ヶ月以内に会費を納入しない場合には会員資格の停止となり、定款第10条(1)に定める会費を1年以内に履行しなかったときは会員資格を喪失する。ただし、期日までに会費を納入出来ない事情について、予め、会費納入遅延理由書として理事会に提出、受理されている場合にはこの限りではない。</p> <p>(会費の減免)</p> <p>第8条 理事会は、第5条の規定に関わらず、会費の減免を議決することができる。</p> <p>理事及び監事の報酬等及び費用に関する規程</p> <p>総 則 (目的及び意義)</p> <p>第1条 この規程は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会（以下 当法人）の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。</p> <p>(定義等)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 役員とは、理事及び監事をいう。</p> <p>(2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</p> <p>(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。</p> <p>報酬等 (報酬等の支給)</p> <p>第3条 当法人の理事及び監事は、無報酬とする。</p>	<p>第7条3項の追記</p> <p>指定条の修正</p> <p>標記の変更 以下 内容変更</p>

1,000円とする。

(報酬の支給日)

第4条 役員の報酬は、理事会への出席の都度支給するものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員の報酬は、その全額を現金で、直接、役員に支給するものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

旅費規程

区 分	支 給 額
鉄道、バス、船、航空運賃	運賃実費
特急、急行料金	100km以上の場合のみ実費
寝台料金	B寝台料金
有料道路通行料金	領収書による実費
宿泊料金	1泊8,000円以内の実費
食事料	—(領収書)—
車馬賃(布道交通料)	朝・昼各600円以内 夕1,000円以内
"日当	1日一律1,000円 会議 1日1,000円 労務 1日5,000円

※ 旅費規程の改廃は、理事会承認となっています。

役員選挙規程

第4条 役員の任期は、定款第25条の定めるところによるが、その改選などによる交代は、会長は総会時、その他の役員にあたっては、当該担当事務引き継ぎの時点において行うものとする。

第6条

2. 役員推薦委員会の委員は、総会において役員以外より各地区より2名選出し、その定員は6名とする。

第7条 委員の任期は、選出された時点より2

2. 役員には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

費用

第4条 当法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

雑則

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準に準じて公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程において、第3条を改める場合は総会の決議を、その他の条分を改める場合は理事会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

公務旅費規程

区 分	支 給 額
旅 費	運賃実費
有料道路等 交通料金	(100km以上特急など指定席利用可) 実費(要領収書 又は 利用証明)
宿 泊 料	1泊 12,000円以内の実費(要領収書)
車 賃 (タクシー等) 日 当	※ 都市部は考慮あり(要事前申請) 実費(要 領収書)
(日臨技に準じる)	1日 3,000円 半日 1,500円"

※ 旅費規程の改廃は、理事会承認となっています。

役員選挙規程

第4条 役員の任期は、定款第25条の定めるところによるが、その改選などによる交代は、総会時とする。任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

第6条

2. 役員推薦委員会の委員は、選挙管理委員会において理事・監事及び選挙管理委員会以外より各地区2名選出し、その定員は6名とする。

第7条 委員の任期は、選任後2年以内に終了す

第4条修正・追記

選管選出とする

修正

<p>年とし、再任を妨げない。委員の欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>第 30 条 会長選挙において、各候補者の得票数が過半数に達しないときは上位 2 名により、また、同数のときは決戦投票を実施する。</p>	<p>る事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし再任を妨げない。委員の欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。</p>	<p>第 7 条修正・追記</p> <p>第 30 条の削除 定款第 22 条による 会長は理事会選定 となっている為</p>
---	--	---

(7 号議案) その他